

# 設備資金の利息を助成

※ R4 年度までに交付決定を受けた方は従来通り 10 年までの助成が受けられます

東白川村では、商工業者の皆さんが行う設備投資を応援するために、金融機関から借入れして設備投資を行う場合、支払われる利子の一部を、商工業者の皆さんに助成しています。設備資金を借り入れた際は、商工会にお声掛けください。

## ■対象になる設備は

- ・店舗、工場の新設及び増築、機械装置、器具備品および車両です。車両は事業用に限り、自家用と併用の場合は事業按分率を計算して助成されます。

## ■利子補給の金額や利率は

- ・対象となる借入額は、500万円以下です。  
500万超の借入も対象になりますが、500万を超える部分の利息は助成されません。
- ・利子補給の利率は、対象借入金額に対し年利2%以内です。  
支払った利息の利率が2%以下の場合は低い方となります。
- ・補給期間は最長5年間で、返済期間が5年以下の場合はその期間となります。
- ・それぞれの年に実際に支払った利息（延滞利息除く）から助成額を算出し、給付されます。



※例 800万円を年利2.15%で借入し、800万円の設備投資(100%事業用)を行った場合

$$\text{実際に払った利息} \times \frac{2.00}{2.15} (\text{利息案分}) \times \frac{500}{800} (\text{借入額案分}) \times \frac{100}{100} (\text{事業割合案分}) = \text{補給額}$$

## ■申請者の資格は

- ・村内に居住し商工業を営む個人 及び 村内に事務所を有し商工業を営む法人です。  
村税を滞納していないこと、暴力団関係者でないことも要件となります。

## ■金融機関の範囲は

- ・政府関係金融機関（日本政策金融公庫など）
- ・めぐみの農業協同組合、大垣共立銀行、東濃信用金庫
- ・その他村長が適当と認める金融機関



## ■申請の手続き（R5年度より一部変更となります）

- ・初年度………借入・設備購入・施行 ⇒ 交付申請書（設備見積書写し・返済表写し添付）を商工会に提出 ⇒ 交付決定通知書が村から届く ⇒ 実績報告書（領収書写し・完成写真・利息支払額証明書添付）を商工会に提出 ⇒ 確定通知書が村から届く ⇒ 請求書を村に提出 ⇒ 村から申請者指定口座に給付金の振込

2年目以降 … 初年度と同様の手続きとなります。（但し、実績報告書に添付する書類は、利息支払額証明書のみとなります）

— この制度については商工会へご相談下さい —

東白川村商工会 78-2275  
役場 地域振興課 商工振興係 78-3111

